

おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定制度等の認知度向上事業 業務委託仕様書

1 業務の目的

県では、令和元年度より、おかやま子育て応援宣言企業（※1）のうち、従業員の仕事と家庭の両立支援に特に積極的な企業等をアドバンス企業として認定する制度を創設し、企業版子育て支援ポータルサイト「ハレまる。」（※2）（以下「ハレまる。」という。）等を通じて対外的に認定企業等のPRを行っているが、認定制度及び認定ロゴマーク（以下「認定制度等」という。）に対する県内企業や県民等の認知度は依然として低い状況にある。

こうした状況を踏まえ、県内企業や就活生や求職者を中心とした県民等に向けて、様々な広報媒体を用い、認定制度等の認知度向上を図り、認定企業が従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組み、働きやすい職場環境を整備する魅力的な企業であることを周知するとともに、人材確保や企業イメージ向上等の面で認定取得のメリットを強化し、県内企業等の認定取得促進に繋げることで、社会全体で子育てを応援する気運を一層高めることを目的とする。

（※1）おかやま子育て応援宣言企業

岡山県内に本社または事業所があり、事業活動を行う法人、個人、又は団体の組織が、従業員の子育てや地域における子育てを応援するための具体的な取組を宣言した場合に、県が登録する制度。

（※2）企業版子育て支援ポータルサイト「ハレまる。」

令和7年3月に企業向けの子育て支援情報を提供するポータルサイトとして開設。令和8年1月にリニューアルし、おかやま子育て応援宣言企業やアドバンス企業等の検索や取組内容紹介ページが加わったことで、企業のほか、就活生や求職者が興味のある企業の子育て支援等に係る取組内容の照会が可能に。

2 業務の名称

おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定制度等の認知度向上事業

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託金額

5,654,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 業務内容

業務の目的を達成するため、本事業の業務内容は以下のとおりとする。

（1）実施計画の策定

受託者は、認定制度等の認知度向上を図るための実施計画（事業計画及びスケジュール、実施体制等）を策定すること。

(2) ポスター、P R 動画及びノベルティの製作

受託者は、認定制度等の認知度向上を図るためのポスター、P R 動画及びノベルティを以下のとおり製作すること。なお、長期にわたり使用できる内容、構成、デザインとし、各々 2 案程度を示した上、県と十分に協議しながら製作作業を進めること。

ア ポスターの規格等

- ・認定企業が労働者にとって働きやすく魅力的な企業であること、認定制度等の紹介及びハレまるの P R 等を盛り込み、県内企業のほか、就活生や求職者を中心とした県民が認定企業について好印象を抱く内容とすること。
- ・ A 2 サイズ、フルカラー、片面
- ・印刷部数 200 枚
- ・納期は令和 8 年 7 月上旬を目途に県と調整のうえ決定する。

イ P R 動画の規格等

- ・上記ポスターと同様の内容とすること。また、動画全体に字幕を入れ、重要発言は強調するなど、見やすく編集すること。
- ・デジタルサイネージ、県ウェブサイト等の各種広報媒体での活用を想定し、15 秒を基本とする。
- ・製作本数 1 本
- ・納期は令和 8 年 7 月上旬を目途に県と調整のうえ決定する。

ウ ノベルティの規格等

- ・岡山県知事賞の副賞として、認定ロゴマークを模したぬいぐるみを製作すること。その際、認定ロゴマークを広く県民に P R でき、受賞者に贈呈するにふさわしく、可愛らしいデザインとすること。
- ・製作個数は 10 個程度とする。
- ・納期は令和 8 年 9 月下旬を目途に県と調整のうえ決定する。

(3) 各種広報媒体からの周知及び広報

受託者は、上記(2)及び既存の製作物を活用し、広告内容を県と十分に協議の上、以下のとおり、W e b 広告、駅デジタルサイネージ広告(岡山・倉敷)を実施すること。また、本事業の効果の最大化を図るため、上記以外の媒体で有効なものがあれば提案すること。

- ・実施期間について、契約締結日から終了日まで随時周知及び広報活動を行うこととするが、令和 8 年 7 月 1 日(火)から令和 8 年 9 月 30 日(火)までを実施強化期間とし、注力して啓発すること。
- ・W e b 広告について、ランディングページを製作する場合は、「ハレまる。」内に該当ページを製作すること。

《留意事項》

県が別途行う本委託業務に係る広報業務が発生した場合、当該業務に活用する電子データの作成を行うこと。

(4) その他独自提案

受託者は、上記のほかに業務の目的を達成する企画等で有効なものを別途提案する

こと。

6 成果品の納品等

ポスター、PR動画、ノベルティ並びに各種広報媒体に使用した電子データを納品すること。なお、ポスターについては、WordやPPT等の編集可能な形式も併せ納品すること。

7 業務完了報告書の作成等

- (1) 業務完了報告書を作成し、電子データ及び書類1部を県に提出すること。
- (2) 業務完了報告書は、上記の実施項目の結果をとりまとめるとともに、どの程度の県民や県内企業等に認知や理解を広めることができたかなど、企画の成果の定量的な評価や改善点、総評となる内容を記載し、報告すること。
- (3) 委託事業に係る会計関係帳簿等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。

8 著作権等

- (1) 受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、すべて県に帰属するものとする。また、二次利用できることを原則とする。
- (2) 他人の名誉、信用、プライバシー権、著作権・肖像権、その他の権利を侵害しないこと。また、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (3) 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（著名人、キャラクター、音楽等）を活用する際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他付随する業務全般を実施すること。利用権に期限がある場合には明示すること。
- (4) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- (5) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

9 秘密保持

- (1) 事業者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関して、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た県及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

10 その他

- (1) 当該業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること。
- (2) 当該業務の実施により、知り得た個人情報については、漏洩等の防止、その

- 他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、事業の目的以外に使用したり、第三者に提供したりしてはならない。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた事項については、県と受託者が協議して決定すること。
 - (4) 提案に当たっては、実現可能性のある提案とすること。ただし、必ずしも提案の内容を実施するとは限らない。実施に当たっては、県と協議を行い、決定していくものとする。
 - (5) 受託者は業務を実施するに当たり、事業を一括して第三者に委託することはできない。ただし、事業を効率的に行ううえで必要と認めるときは、あらかじめ県の承諾を得たうえで、その一部を再委託することができるものとする。また、受託者が他団体と連携して業務を実施する場合は、あらかじめ役割分担等を記載した資料を作成し、県と協議するものとする。
 - (6) 子ども未来課の他事業を受託した事業者が当事業を受託した場合、他事業との連携も図り、効果的に事業を実施すること。

< 評価基準 >

評 価 項 目		配点
技術 提 案 書	趣旨や業務内容等について十分理解しているか	<ul style="list-style-type: none"> 趣旨や業務内容等を正しく理解した提案であり、目標達成に向けて具体的な実施計画が作成されているか。 20
	ポスター、PR動画、ノベルティの製作、Web広告等の各種広報媒体での周知 ・ 広報	<ul style="list-style-type: none"> 県内企業や就活生や求職者を中心とした県民に向けて認定制度等の認知を高める企画であるか。 県内企業が認定取得にメリットを感じる企画であるか。 普及啓発効果を高める工夫を凝らし、多くの県民、県内企業等に周知することで、社会全体で子育てを応援する気運醸成に繋がるような企画であるか。 企画成果を定量的に評価できる内容であるか。 独自提案業務について、事業の目的を達成するために有効な業務であるか。 企画内容に具体性、妥当性、実現可能性があり、優れているか。 60
	過去の実績内容	<ul style="list-style-type: none"> これまでに当該事業と類似の業務実績はあるか。 業務実績やその内容から、本事業の効果的な実施が期待できるか。 10
見 積 書	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> 経費見積書の内容は妥当であるか。 10
合 計		100